人事異動

内閣府

宮本佐知子（三木佐知子）
公認会計士・監査審査会委員に任命する（六月八日）

吉橋　幸子
（土井　幸子）
原子力委員会委員に任命する（六月十六日）

榊原　一夫　　大草　透　　岡田美弥子
藤本　雅彦　　田渕　正朗
日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）
（六月二十日）

大下　英和
願に依り障害者政策委員会委員を免ずる

清田　素弘
障害者政策委員会委員に任命する

刀祢館久雄
願に依り税制調査会委員を免ずる（以上六月三十日）

中村也寸志　　大瀧　敦子
公害等調整委員会委員に任命する（各通）（七月一日）

松本　吉郎
中央防災会議委員に任命する（七月五日）

宮内庁

（長官官房主計課長）内閣府事務官
木村　藍子
財務省に出向させる

（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官
石谷　良男
内閣府事務官（長官官房主計課長）に転任させる
（以上七月八日）

法務省

（東京地方検察庁検事法務省大臣官房国際課付法務省大臣官房付）検事
中村明日香
法務省大臣官房国際課付に充てるコとを解く
法務省大臣官房付に充てるコとを解く
外務省に出向させる（七月八日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するコとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日

北陸地方整備局長　髙松　論

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	八号
㈢ 占用を制限する区域	小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するコとができないと認められる場合は、コの限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するコとにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年七月十一日
㈦ 図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

四国地方整備局公示

日下川流域水害対策計画の策定について

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第１項の規定により、日下川流域水害対策計画を令和七年六月二十日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年七月十日

四国地方整備局長　豊口　佳之

（本文省略）

その関係図書は、四国地方整備局及び高知河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

国家試験

令和７年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和７年７月10日

観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類

総合旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

３．試験日

令和７年10月26日（日）

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

(1) 旅行業法及びこれに基づく命令

(2) 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

(3) 国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理

(4) 海外旅行実務

ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金

イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、渡航管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令

ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理

エ．主要国の観光

オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学

カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（ウ．に係るものを除く。）

５．受験手続

(1) 受験申請の方法及び受付期間

一般社団法人日本旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和７年７月10日（木）から同年８月１日（金）までに申請されたものに限り受け付ける。

(2) 受験手数料等

ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料13,000円及び納付に係る手続費用を、一般社団法人日本旅行業協会が指定する方法により支払うこと。

イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。

(3) 受験票の交付

受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験票を交付する。

６．試験の一部免除

(1)から(6)までに定める試験の一部免除については、併用することができる。

(1) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

(2) 国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)及び(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証（写し）、国内旅行業務取扱主任者試験合格証（写し）又は国内旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。